

寒河江川土地改良区たより

2021/令和3年 4/30 No.39



水と土の里
水と土の里
水と土の里

土地改良区の概要

受益面積：3,113ha

組合員数：3,927名

水と土の里

水は農業用水、地域用水を
土は土地、農地、土壌を
里は農村空間や農家・非農家などの
生活空間を表現しています。

CONTENTS

國井敏夫理事長計報について	2
新理事執行体制決定	3
理事長あいさつ	4
第42回通常総代会を開催	5
令和3年度予算の概要について	6
令和3年度賦課金・地区除外等決済金の徴収について	7
令和3年度実施土地改良事業	8～9
土地改良区からのお知らせ ほか	10～14

大泉邦彦 柴橋地区農地整備事業施行組合長より、農地整備事業の推進に向けた「要望書」が寒河江市長に提出されました。(12月24日)

國井敏夫理事長訃報について



理事長
國井 敏夫氏
(享年74歳)

國井敏夫理事長におかれましては、令和3年4月7日、急性心不全により逝去されました。

國井理事長は、平成25年の理事就任後、2期目に事業担当理事、そして3期目に理事長に選任され、約8年間土地改良事業の推進と土地改良区の健全な運営発展のため多大なるご貢献をいただきました。

特に、令和2年7月豪雨災害からの復旧事業及び柴橋地区農地整備事業では、行政等関係機関に対して幾度にわたり強く要望を行い、事業の早期実現に向けてご尽力されました。

生前の偉大なご功績に、深い感謝の意と尊敬の念をもって衷心よりご冥福をお祈りいたします。

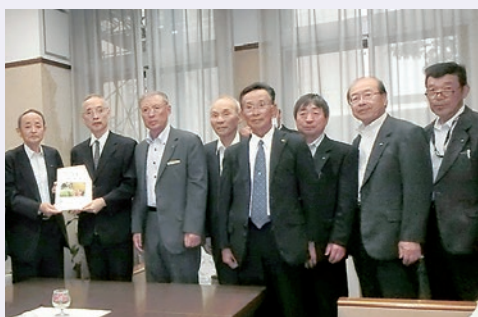
略歴

平成25年4月 寒河江川土地改良区理事就任

平成26年4月 寒河江川土地改良区理事
(事業担当) 就任

平成30年4月 寒河江川土地改良区理事長就任

平成30年4月 山形県土地改良事業団体連合会
西村山支部本部理事及び支部長就任



令和元年6月5日 財務省太田局長へ要請活動



令和2年9月11日 山形県知事へ要請活動

新理事執行体制決まる

4月16日に理事会が開催され、理事長・副理事長・担当理事が決まりました。



理事長
奥山 喜男
(西里)



副理事長
芳賀 博
(西根)



総務担当理事
吉田 正幸
(谷地)



会計担当理事
松田 広己
(北谷地)



理事
奥津 光芳
(溝延)



理事
土田 好悦
(寒河江北部)



理事
武田 昌彦
(寒河江)



理事
大泉 邦彦
(柴橋)

新理事長挨拶

理事長 奥山 喜男

この度、寒河江川土地改良区理事長、國井敏夫氏の突然の訃報に接し、驚きと悲しみの念に堪えません。

理事長として3年1か月間、職務に専念され組合員のためにご尽力いただきました。また、これからの当土地改良区の道筋をつけられましたことに敬意と感謝を申し上げ、ご生前のご功績を偲び、謹んで哀悼の意を表します。

この度、令和3年度第1回理事会（4月16日開催）の互選により、不肖私が理事長に選任されました。

國井前理事長はじめ、多くの諸先輩方の土地改良に寄せる強い意志を受け継ぎ、地域農業発展の礎を築き上げられるよう役職員一丸となり、努力してまいります。

今後とも組合員各位、並びに各関係機関の皆様方より、一層のご指導ご協力を賜りますようお願い申し上げます。就任の挨拶といたします。

通常総代会を開催

あいさつ



理事長
國井敏夫

本日は、皆様には何かとご多忙のところ、第42回通常総代会にご出席いただき誠にありがとうございます。

全国的に新型コロナウイルス感染症が蔓延している昨今でありますので、本日の総代会も通常とは違った形での開会とさせていただきます。改めてご理解とご了承を賜りたいと存じます。このような形であっても、ほぼ100パーセントの書面議決該当者から意思表示をいただいたということで、誠にありがたいと思っております。

さて、令和2年7月の臨時総代会には佐藤寒河江市長様と森谷河北町長様にご出席いただきました。7月28日の豪雨災害の直後、災害復旧についてこちらから様々要望を申し上げましたが、市町ともに誠心誠意対応していただいたことに対し、心より感謝を申し上げたいと思います。今回は縮小開催につき、残念ながらご出席いただいておりますので、直接お礼を申し上げることはできませんが、皆様方からもお会いした折にはぜひお礼を申し上げていただきたいと思います。

その後は、県土地連を通じて県知事様に2回お会いして意見・要望をさせていただく機会がありました。その中で、特に災害でご苦労されている溝延地区と北谷地地区の皆様から出された来年は作付けができるようにしてほしいという要望を直接申し上げました。その後、町を中心に我々土地改良区も復旧に努力してまいりましたが、今年の大雪により、残念ながら復旧事業が思うように進まない事態になっております。気持ちの上では何としても作付けができるようにしたいと思っております。やっているわけではありますが、きちんと復旧しなければならない時期にこのような状況となり、苦慮しているところでございます。

こうした中で、寒河江市や河北町では独自の災害復旧事業の支援策を打ち出していただき、補助金についても通常よりも補助率をアップしていただいているところでございます。これに対しては、皆様方からも改めてお礼を申し上げていただきたいと思いますし、そうすることが、お互いの意思疎通に大変有意義なことになると思います。

さて、明るい話題としては、寒河江川の水で美味しいお米を作っている皆様にうれしい出来事がありました。「令和2年度うまい米づくりプロジェクト」の県知事賞に菊地清吉さん、また、「雪若丸の部」で県知事賞に松田敏昭さん、同じく本部長賞に奥山農園さんが受賞されました。皆様が清流寒河江川の水を使って美味しいお米を生産していることをお分かりいただけたと思います。

もう一つは、7月28日の水害に関して、河北町報に田井地区の小学4年生小山田琉輝^{りゅうき}君が「命と自然の大切さについて考える」という題名の作文で、国と県が後援している「ごぶん賞」で特別賞を受賞されたという記事がありました。豪雨災害に見舞われた怖さの中で普通の生活ができる幸せについて、小学4年生が感じた内容が克明に記載されておりました。作文の最後は、普通の生活ができることが一番幸せなんだということで結んでおります。

我々の務めは、いかにして子や孫の世代に安心して農業や生活ができる基盤を持続・継続していかれるかということが問われているような感じがします。そのようなことで、皆様方には大変ご難儀をおかけしてはありますが、我々役職員一丸となって誠心誠意頑張ってまいりますので、ご指導・ご支援賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、本日の議案は、令和2年度の補正予算関係が6議案、令和3年度については事業計画（案）をはじめとして19議案を提出させていただいております。十分ご審議をいただきましてご承認いただきますようお願い申し上げます。あいさつとさせていただきます。

第42回

3月12日、寒河江市のホテルシンフォニー本館において第42回通常総代会が開催されました。今回の総代会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るため、土地改良法第31条の規定に基づく書面議決と地区推進協議会会長での総代会として対応いたしました。議長に北谷地地区の田川芳一氏を選任し、令和3年度寒河江川土地改良区一般会計及び事業特別会計収支予算書等25議案が上程され、慎重審議の結果、原案通り議決決定されました。



議長
北谷地地区
田川 芳一 氏

令和 2 年度

- 総認第 5 号 令和 2 年度一般会計収支補正予算の理事会専決処分の承認について
- 総認第 6 号 令和 2 年度事業特別会計収支補正予算の理事会専決処分の承認について
- 総議第23号 県営北谷地地区農業競争力強化基盤整備事業（農地整備事業）の計画変更について
- 総議第24号 県営北谷地地区及び県営引竜地区農業競争力強化基盤整備事業の借入金の変更について
- 総議第25号 令和 2 年度一般会計収支補正予算について
- 総議第26号 令和 2 年度事業特別会計収支補正予算について
監査報告書

令和 3 年度

- 総議第 1 号 令和 3 年度事業計画について
- 総議第 2 号 令和 3 年度農地耕作条件改善事業の実施について
- 総議第 3 号 県営柴橋地区農地整備事業（農業競争力強化）調査計画について
- 総議第 4 号 柴橋地区農業基盤整備促進事業（地形図作成）について
- 総議第 5 号 令和 3 年度一般賦課金の賦課徴収について
- 総議第 6 号 令和 3 年度事業特別賦課金の賦課徴収について
- 総議第 7 号 令和 3 年度水路使用料及び事務手数料の徴収について
- 総議第 8 号 令和 3 年度地区除外等決済金の徴収について
- 総議第 9 号 令和 3 年度一般会計収支予算について
- 総議第10号 令和 3 年度事業特別会計収支予算について
- 総議第11号 令和 3 年度県営北谷地地区及び県営引竜地区農業競争力強化基盤整備事業の借入金について
- 総議第12号 令和 3 年度柴橋地区農地整備事業調査計画事業の借入金について
- 総議第13号 令和 3 年度一般会計の一時借入金及び長期預貯金預入先について
- 総議第14号 寒河江川土地改良区定款の変更について
- 総議第15号 寒河江川土地改良区定款附属書総代選挙規程の変更について
- 総議第16号 寒河江川土地改良区定款附属書役員選任規程の変更について
- 総議第17号 寒河江川土地改良区規約の一部改定について
- 総議第18号 寒河江川土地改良区会計細則の改正について
- 総議第19号 付帯決議について

令和3年度予算の概要について

※土地改良法の改正に伴い、令和3年度より、共通予算科目及び共通勘定科目を使用し、一般会計と事業特別会計を統合した新一般会計となります。なお、今年度に限り、繰越金移行のための事業特別会計を残して、繰越金を予算化し、最終的な会計処理を行います。

収入の部

収入予算額 (千円)			説 明
一 般	土地改良事業収入	156,190	経常賦課金 事業賦課金 転用決済金 負担金
	附帯事業収入	16,628	多目的使用料 事務手数料 農地中間管理事業受託料 多面的機能業務受託料 環境整備事業受託料
	基本財産、特定資産運用収入	450	積立金利子
	補助金等、交付金、業務委託料収入	116,339	補助金 助成金等 適正化事業交付金 換地業務受託料 土地改良施設操作受託料 調査業務受託料
	雑収入、その他収入	153,776	受取利息配当金 過年度収入 過剰金収入 借入金収入 財政調整積立資産外特定 資産取崩収入 一時利用地収益徴収収入 会計内繰入金 他会計繰入金 繰越金
	小 計	443,383	
事業特別	繰越金	10,740	前年繰越金
	小 計	10,740	

収入合計 454,123千円

支出の部

支出予算額 (千円)			説 明
一 般	土地改良事業費支出	157,520	維持管理費 適正化事業費 適正化事業拠出金 その他事業費 受託業務費
	附帯事業費支出	3,550	農地中間事業費 多面的機能事業費 環境整備事業費
	一般管理費支出	97,867	運営事務費 事務所費
	土地改良事業負担金等支出	30,920	県営事業分担金 市町営事業負担金
	借入金返済支出	70,000	公庫資金償還金
	支払利息	93	借入金利息
	固定資産取得支出	300	器具備品取得支出
	支払換地清算金支出	40	一時利用地補償支払
	基本財産、特定資産積立支出	26,117	備荒積立金、事業積立金支出 財政調整積立資産積立支出外
	雑支出、会計内調整支出、予備費	56,976	過年度支出 会計内繰出金 予備費
	小 計	443,383	
事業特別	他会計繰出金	10,740	一般会計繰出金
	小 計	10,740	

支出合計 454,123千円

◆令和3年度 土地改良区賦課金について◆

第1期 発行日：令和3年6月15日 納入期限：令和3年6月30日
第2期 発行日：令和3年10月15日 納入期限：令和3年10月29日

※但し、賦課金年額が10,000円以下の場合は、全期分を第1期に賦課します。

賦課種別		10a当たり賦課金年額	第1期	第2期
一般会計	大堰地区賦課金	田	4,600円	2,300円
		畑	1,530円	765円
	寒河江地区賦課金	田	4,600円	2,300円
		畑	2,300円	1,150円
	白岩地区賦課金	田	3,900円	1,950円
		畑	2,810円	1,405円
	中郷地区賦課金	田	7,300円	3,650円
		畑	1,750円	875円
	事業賦課金			
	平田地区賦課金		2,000円	1,000円
一般会計	沢畑開田賦課金		4,000円	2,000円
	調査計画賦課金		3,000円	1,500円
	調査計画事務賦課金（耕作者）		500円	250円
	調査計画事務賦課金（所有者）		500円	250円

◆納入通知書を受け取ったら面積と金額を確認してください。

もし間違いがある場合は、納入期限5日前までに土地改良区に申し出てください。

◆令和3年度 地区除外等決済金の徴収について◆

寒河江川土地改良区地区除外処理規程により、令和3年度地区除外等決済金を下表の通りとします。

地区	水系区分	除外地区分	10a単価	内 訳		徴収方法
				維持管理	事業償還	
大堰地区	昭和堰	大堰地区	172,660円	172,660円		○申請時に当 土地改良区 へ一括納入
		田中区画整理	239,800円	239,800円		
		所岡区画整理	213,160円	213,160円		
		荒町東区画整理	269,780円	269,780円		
		新吉田地区	192,410円	192,410円		
寒河江地区	平田溜池	平田地区	289,590円	289,590円		○納入確認後 農地転用意 見書を交付
	引竜溜池	引竜地区	182,470円	182,470円		
	昭和堰・高松堰 新堰	寒河江地区	184,550円	184,550円		
	白岩	白岩地区	109,230円	109,230円		
	中郷	中郷地区	256,500円	256,500円		
県営鹿島石持地区 畑地帯総合整備事業		畑地かんがい事業	184,550円	184,550円		
付 記		※大堰地区の内、県営ほ場整備事業で造成された農道を使用するため地区編入した畑を 農地転用等により地区除外した場合は、1/3の決済金を徴収します。 ※寒河江地区は、田から畑への地目変更時に1/2、畑から農地転用等により地区除外し た場合は、1/2の決済金を徴収します。				

する主な土地改良事業

県営北谷地区農業競争力強化基盤整備事業（農地整備事業）

令和3年度事業費

120,000,000円

事業8年目の本年度は、令和2年度補正事業費（80,000,000円）も含め、昨年7月の豪雨災害で土砂堆積した農地の復旧工事や排水路張ブロック工事等を実施する計画です。また、地区負担金に農地面的集積に伴う中心経営体農地面的集積事業促進費（ソフト事業）として3,000万円の交付を受け、借入金の繰上償還をする計画です。

県営引竜地区農業競争力強化基盤整備事業（農地整備事業）

令和3年度事業費

20,000,000円

事業5年目の本年度は、令和2年度補正事業費（80,000,000円）も含め、童子地区区画整理工事（6・9ha）を実施する計画です。換地業務では、確定測量に係る業務を実施する計画です。また、地区負担金に農地面的集積に伴う中心経営体農地面的集積事業促進費（ソフト事業）として4,000万円の交付を受け、借入金の繰上償還をする計画です。

県営平田地区農村地域防災減災事業（ため池整備事業）

事業費

100,000,000円

事業6年目の本年度は、昨年度に引き続き管理用道路の補修工事を行う計画です。

県営寒河江南部地区農地防災事業（農村災害対策整備事業）

事業費

200,000,000円

事業9年目の本年度は、用水隧道内の側壁のコンクリートを打設及び頂部吹付工事を実施する計画です。

土地改良施設維持管理適正化事業

事業費

17,500,000円

土地改良施設の機能向上・機能回復等を図るため、資金造成事業に加入し整備工事を行うもので、本年度は次の施設について事業を実施する計画です。

- ①大堰地区排水樋門（渋川） 整備補修工事
（4,000,000円）
- ②道生堰幹線用水路水門整備補修工事
（6,500,000円）
- ③二ノ堰幹線用水路水門整備補修工事
（7,000,000円）

農地耕作条件改善事業

事業費

2,800,000円

本事業は、農業水利施設をきめ細かく整備することにより、農地中間管理事業による地域内の担い手への農地集積を目的とする事業です。

令和3年度は、西根地区の北堰用水路L1170mの水路溝畔コンクリート付帯工事を実施し、維持管理の省力化を図る計画です。

スマート農業加速化実証プロジェクト

事業費

803,000円

強靱で持続可能な地域農業を構築するために、用水路や排水路、分水工などの既存の農業水利施設が有する未利用の機能をICTでフル活用し、通年対応型のスマート水管理による農村地域の減災・環境保全機能の向上を目指すため、河北町字畑中地内において、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構を含む10機関で実証事業に取り組んでいきます。本土地改良区では、実証に向けた受益地域の調整や広報活動等を担当する予定です。

柴橋地区農地整備事業

柴橋地区（寒河江市大字柴橋、大字松川、大字中郷及び大江町大字左沢の一部）は、農地整備を明治以降に実施していないことから10a区画に整備された狭小圃場や未整備農地で構成された地域で、用排水兼用水路であるため反復利用の依存度が高く、農業用水の安定供給にも非常に苦慮しております。また、寒河江市内の他地区と比較しても60歳未満の耕作者の人数が少なく、急速に高齢化が進んでおります。

このような状況を鑑み、地区の農地、自然環境を将来に引き継いでいくための一つの手段として農地整備の実施が提案されました。平成31年3月より協議・検討が重ねられ、令和2年2月に「柴橋地区農地整備事業施行組合」を設立。9月から調査計画事業の施行等に係る同意徴集を行ったところ、山形県に対して調査計画事業の申請を行う要件である95パーセント以上の同意を得ることができました。

そして、事業を強力に推進していくにあたり、12月23日～25日に寒河江市長、大江町長、さがえ西村山農業協同組合代表理事組合長、寒河江川土地改良区理事長、2月4日に地元選出県議会議員3名の方に大泉邦彦組合長より「要望書」が提出され、①調査計画事業の令和3年度採択に向けた要請、②事業の円滑な推進に向けた本事業に対する職員の協力体制の構築、③調査計画事業や整備事業における費用負担への理解及び県における必要予算の確保、④県、市・町における整備後の営農体制を整えるための費用負担に対する支援、の4つの項目について要望を行いました。

柴橋地区は令和3年度より事業に着手し、本年度は令和7年度新規採択に向けた事業調査計画の実施（県営、事業費 10,775,000円）及び農地整備事業の調査計画の基礎資料である地形図の作成（事業費 12,870,000円）を行う計画です。



1区画が小さく不整形な農地



幅が狭い農道



用排水兼用の土水路



柴橋地区農地整備事業施行組合設立総会の様子

今年度は任期満了に伴う総代・役員の改選期です

○総代の任期満了日
令和4年3月2日

◎総代定数 86名

○役員の任期満了日
令和4年3月31日

◎理事定数 9名

◎監事定数 3名

※これまでの総代選挙は寒河江市選挙管理委員会の管理で行われておりましたが、土地改良法の改正により当土地改良区が全て実施いたします。

土地改良法改正に伴う変更点及び留意点（総代選挙規程）

総代の被選挙権

次に掲げるものは、総代の被選挙権を有しません。

- 1.組合員でない者 2.未成年者 3.禁固以上の刑に処せられた者でその執行を終わるまでのもの
(規程第1条)

候補者の届出

立候補以外に、組合員10人以上が本人の承諾を得て、候補者を推薦できるようになりました。
(規程第16条)

選挙の時期及び広告

総選挙の時期は、任期満了の前日60日から10日までに行う。また、その広告は選挙の5日前までに行い、立候補等は広告のあった日から2日間に、その旨を書面で土地改良区に届け出なければなりません。
(規程第3条、第4条、第16条)

投票時間

午前9時から午後5時までとし、午後5時までに投票所に到着していない者は、投票することができません。
(規程第12条)

◎総代選挙の選挙権及び被選挙権は当土地改良区組合員の方に限りますので、名義変更が必要な場合は早急に資格得喪通知書を提出してください。

◎総代選挙の日程等、詳細につきましては秋の土地改良区たよりで組合員の皆様にお知らせいたします。

定款等の一部変更について

概要

- ① 新型コロナウイルス感染症等の新たな感染症や、やむを得ず出席できない総代の議決権行使に対応するため、定款及び定款附属書役員選任規程において書面議決権行使に係る条文を新たに追加。
- ② 押印を求める手続き等の見直しにより、定款附属書総代選挙規程例が変更されたため、定款附属書総代選挙規程の選挙管理者、投票管理者、開票管理者の各管理者の職務に係る条文において、記名押印の文言を消去。

◎寒河江川土地改良区令和3年度配水計画について◎

利水調整規程第8条に基づき、組合員の皆様へ周知いたします。

名称	取水口の位置	代かき期		普通期		非かんがい期	
		取水期間	取水量	取水期間	取水量	取水期間	取水量
昭和堰頭首工	寒河江市大字 慈恩寺地内	5月6日 ～ 5月15日	10.827m ³ /s	5月16日 ～ 9月10日	8.492m ³ /s	9月11日 ～ 5月5日	3.206m ³ /s ～ 3.350m ³ /s
高松堰頭首工	西村山郡西川町 大字吉川地内	5月6日 ～ 5月15日	1.845m ³ /s	5月16日 ～ 9月10日	1.534m ³ /s	9月11日 ～ 5月5日	0.495m ³ /s ～ 0.599m ³ /s
新堰頭首工	寒河江市大字 谷沢地内	5月6日 ～ 5月15日	0.837m ³ /s	5月16日 ～ 8月31日	0.698m ³ /s	9月1日 ～ 5月5日	0.151m ³ /s
中郷揚水機	寒河江市大字 中郷地内	5月16日 ～ 5月30日	0.248m ³ /s	5月31日 ～ 9月10日	0.191m ³ /s	—	—

名称	取水口又は施設の位置	配水期間	特記事項
引竜第二溜池	西村山郡河北町 大字岩木字坪毛森地内	5月6日～9月10日	北谷地地区（引竜地区）
平田溜池	西村山郡河北町 谷地字平田地内	5月6日～9月10日	谷地地区（平田地区）
厚川堰第一取水口	寒河江市大字 宮内字カベヤ地内	5月6日～9月10日	白岩地区

○組合員の皆様へのお願い

・農業用水は、国土交通省より許可された水利権によって取水量や期間が定められております。そのため、特に代かきの期間は、上流部よりできるだけ早めに水をかけていただくようご協力お願いします。

・天候の状況により、夏場の渇水が予想されます。一人ひとりの方が節水に努めるとともに、**掛け流しは絶対にしないよう**お願いします（状況が甚だしい場合には、水口を閉める・止め板を外す等の措置を取らせていただきます）。

・通水に支障が生じるため、**刈り取った草は水路に流さないよう**お願いします。

・大雨注意報等の発令の際には、災害防止のため通水を停止する場合がありますのでご理解の程お願いします。

○地区の皆様へのお願い（事故防止等）

・農業水利施設（用排水路、ため池等）へ立ち入ることは大変危険です。当土地改良区においても関係機関を通して注意喚起を行うなど、安全対策を講じておりますが、お子様につきましては、ご家庭内や地域での安全教育を実施していただきたくお願いします。もし、施設付近で遊んでいる子どもを見かけましたら、**「あぶないよ！」**と注意を呼びかけて水の事故を未然に防止しましょう。

・水路へのゴミの投げ入れ、施設敷地に不法投棄をすることは重大な犯罪であり、下流での用水不足や越水、施設の破損の原因にもなります。投棄者を発見しましたら、最寄りの警察署へ通報するか、市・町、土地改良区へご連絡をお願いします。



こんなときは土地改良区に届出を!!

公共機関(市町・法務局等)で手続きを行っても、土地改良区に届出がなければ、土地台帳等の移動・修正はなりません。必ず忘れずに届出をお願いします!!

事 由	申請書の種類	留 意 点
農地の取得・喪失があったとき 死亡・相続・農業者年金受給のとき 農地の貸借があったとき	組合員資格得喪通知書 口座振替依頼書	農地法・農業経営基盤強化促進事業による 貸借も耕作権移動の対象になりますので、 借り手が賦課対象となります。
地目を変更したとき	地目変更届	登記地目が変更されてからの申請が必要です。
農地を転用するとき 公共事業で買収があったとき 農用地外に農地を変更するとき	農地転用意見書交付願 地区除外申請書	農地転用は、各農業委員会に事前に相談をお願い します。土地改良区と協議が整ったもの以外 は受付処理できませんのでご了承ください。 農地転用の申請は、毎月5日が締日となってお りますので、早めの提出をお願いします。 地区除外がある場合は、決済金が発生します。
居住地を変更したとき	住所変更届	
寒河江市で下水道許可区域外で 浄化槽を設置したいとき	排水利用承認申請書	寒河江市設置型合併浄化槽申請地域は、 市下水道課への相談が必要になります。
河北町で浄化槽を設置したいとき	施行承認願 確約書	土地改良区への相談が必要です。
土留め工事をしたい 水路に橋を取り付けたい 工事等で農道を利用したい など	施行承認願	土地改良区への相談が必要です。
①浄化槽を廃止したとき ②使用者が変わったとき	①水洗便所（中止・廃止）届 ②水路使用料名義変更届	下水道へ変わったときは、届出が必要です。

※「決済金」の趣旨は、残存農地が将来過重負担にならないように土地改良法第42条及び地区除外処理規程により、事業負担金及び長期負債借入金ならびに施設の管理費等の負担額について一時払いをもって決済していただくものです。手続きがない場合は土地原簿から除外されることなく、そのまま賦課されますので必ず届出をお願いします。

水路使用料及び主な事務手数料

種 別	単 価	徴 収 方 法	備 考
水路使用料（一括払い）	1人槽 当たり 7,500円	申請者は、申請時に 当改良区へ一括納入	寒河江地域（高松・柴橋・白 岩・醍醐）は市町村型（個人設 置含む）合併浄化槽（暫定）地 域とする。
農地転用意見書交付手数料	～5,000㎡未満 1件 8,000円	申請者は、申請時に 当改良区へ一括納入	農地転用意見書交付手数料の外 に、地元調整会議及び臨時理事 会要請並びに臨時総代会要請の 場合は、さらに会議に伴う経費 を加算し、徴収する。
	5,000㎡～20,000㎡未満 1件 55,000円 理事会承認	同 上	
	20,000㎡～ 1件 110,000円 総代会承認	同 上	
承認書交付手数料	1件 8,000円	同 上	
境界立会手数料	1件 8,000円	同 上	

ただいま、賦課金の未納対策を強化しております!!

土地改良区の賦課金は、運営費や土地改良施設の維持管理費に充てられる重要な経費です。一部組合員の滞納によって、土地改良区の業務運営に支障が生じることのないよう、公平的な費用負担の面からも納期限内に必ず納入くださいますようお願いいたします。

納付期限日まで納入ならない場合は、土地改良法第39条、定款第30号に基づき、その延滞日数に応じて延滞利子（年利10.95%、令和元年度以前の未収金に対しては年利14.6%）及び督促状が発せられた場合は督促手数料100円を徴収いたします。

賦課金が未納となっている方への対応については、督促状、催告書を送付するとともに役職員一丸となって電話連絡や戸別訪問を行い、未収金の回収に努めているところですが、それでも納入が見込めないと判断される場合については、山形県知事の認可を受けたうえで国税徴収法に準じて財産（不動産、給与、預貯金等）の差し押さえや公売等の滞納処分を執行させていただくことになりますのでご了承ください。

もし、一括納入ができない場合や諸事情により納入が困難な場合は、様々な対応を個別に行わせていただいておりますので、土地改良区事務所までご相談くださいますようお願いいたします。

注意!! 滞納賦課金は新資格者の負担

土地改良区内の農地を売買するとき（競売を含む）や組合員の資格を交代する場合にその土地に滞納賦課金があると、その納入義務は、土地改良法第42条第1項の規定により、新しい資格者に生じます。資格取得の際は、その後のトラブルを避けるためにも、必ず土地改良区で滞納賦課金について確認されるようお願いいたします。

= 賦課金の納入は便利な口座振替で =

1. 納入のために土地改良区や取扱金融機関へ行く手間が省けます。
2. 納入期限の心配と納入忘れが防げます。
3. 納期の前に残高確認をお願いします。

対象金融機関：

山形銀行、荘内銀行、きらやか銀行、山形信用金庫、山形中央信用組合、北郡信用組合、さがえ西村山農業協同組合、みちのく村山農業協同組合の各支店、支所

※ゆうちょ銀行は取り扱っておりませんのでご了承ください。

口座振替にあたっては、「口座振替依頼書」をご記入いただく必要がございます。書類は土地改良区事務所に用意しておりますので、事務所で手続きを行う場合には、金融機関届出印と通帳をご持参ください。また、書類の郵送をご希望される方につきましては、土地改良区にご連絡をお願いします。

その他、手続き等に関してご不明な点があれば、下記連絡先までお問い合わせください。

寒河江川土地改良区賦課係：TEL 0237-86-5112

ホームページをご利用ください

ホームページには各種お知らせや申請様式等を公開しております。どうぞご利用ください。

併せて、山形県公式動画チャンネル「やまがたChannel」で当土地改良区のPR動画「若手とベテランが活躍する寒河江川土地改良区（山形県）」の公開が始まりました。ぜひ、ご覧ください。

<http://www.sagaegawa.com>

検索

また、管内の用水状況等をリアルタイムで組合員の皆様にお知らせするにあたり、公式Twitterを開設しました。Twitterアカウントをお持ちの方は是非フォローや投稿のシェアをお願いします。

Twitterアカウント

@8i7gRyHX326V5ij

賦課金の領収証発行廃止について

これまで、賦課金を口座振替の方法で納付いただいている組合員の皆様に領収書を発行していましたが、令和3年度の口座振替分より発行しないことといたします。

◎賦課金の金額については毎年6月にお送りします賦課通知書で確認できますので、問題はございません。

◎市町税の口座振替においても領収書の発行はしていないことから、当土地改良区としても経費節減の一環として取組ませていただくものでありますのでご理解よろしくお願いします。

受賞おめでとうございます

この度、永年にわたる土地改良事業の推進にご尽力されたことが評され、本土地改良区関係者5名の方が山形県土地改良事業団体連合会西村山支部長より表彰されました。

理事 芳賀 博 氏
総代 羽柴 正男 氏
総代 岡崎 嘉夫 氏
総代 渡辺 俊一 氏
職員 浦山恵美子 氏

土地改良法第132条検査がありました

1月26日から29日にかけて、農林水産大臣官房検査・監察部による土地改良法第132条第1項の規程に基づく検査が実施されました。

業務運営や会計経理等について過去2年間の対象となり、今回の検査は、新型コロナウイルス感染防止のため、事前に提出した書類への質問に対して電話及びメールで対応する方法で進められました。

検査の結果は、特に改善を要する事項の検出はなかった、と講評を受けました。

令和3年度 事務局体制

職 名	氏 名	担当地区
課 長 兼 会 計 主 任	松田 和之	北谷地、西根、柴橋
技 術 主 幹	戸田 靖浩	柴橋
課長補佐兼総務係長	伊藤 義則	谷地、醍醐
課長補佐兼施設管理係長	佐藤 裕斗	谷地、西里、北谷地、高松
賦 課 徴 収 主 任	阿部 良平	溝延、寒河江、白岩
工 務 担 当 技 師	奥山 拓己	三泉、醍醐
主 事	川越 一吹	谷地、高松
会 計 担 当 主 事	浦山恵美子	—
庶 務 担 当 主 事	布施千佳子	—
施 設 管 理 専 門 員	渡辺 明弘	溝延、柴橋
事 業 管 理 指 導 員	堀 武夫	—

新規職員紹介



技術主幹 戸田 靖浩



主事 川越 一吹